

告示

埼玉県告示第千二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五四六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一九九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六五〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一一五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 七二立方メートル

ハ 変更年月日

平成三十一年五月十三日

ニ 届出年月日

平成三十年九月十二日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課